



第125号

行政と町民の調和（ハーモニー） 草津町議会だより Harmony



ドイツ ビーティヒハイム・ビッシンゲン市 姉妹都市締結50周年記念式典

主

な

内

容

こんなことがきました……	P 2
議案質疑……	P 3～6
請願書・陳情書……	P 6
委員会報告……	P 7
追跡・忙中感記……	P 8
一般質問（3人）……	P 9～11
欧州姉妹都市訪問報告……	P 12～13
町民ひろば・編集後記……	P 14

また最終日の一般質問では3名の議員が質問を行ない、町の考えをいただきました。

平成25年草津町議会第2回定例会が、6月3日から6月7日までの5日間にわたり開催されました。条例一部改正1議案、補正予算1議案、その他2議案と推薦1件、承認5件、報告3件が、それぞれ上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

第2回6月定例会開催
(6/3～6/7)

こんなことが ぎまりました

- は総務観光常任委員会に付託された事業
- は民教土木常任委員会に付託された事業
- は温泉温水対策特別委員会に付託された事業

条例制定・改正等

○議案第1号

草津町健康増進センターの
管理及び利用料条例の一部
を改正する条例

西の河原露天風呂の利用料
の「こども」の年齢が、大滝
乃湯及び御座之湯と異なり、
利用者にわかりづらいため、
これを同じにし、3つの浴場
施設の利用を促進させようと
するものです。

○議案第2号

平成25年度 草津町一般会
計補正予算(第1次)

歳入歳出予算の総額にそれ
ぞれ384万5千円を追加し、歳
入歳出予算の総額をそれぞれ
36億3千156万1千円としまし
た。

○議案第3号

温泉引用許可
次の方の温泉引用を許可し
ました。

- ・施設名称 富士美術館
- ・申請者 有限会社富士美術館
- ・代表取締役 吉田 潔
- ・供給量 毎分22ℓ

○発議第1号(議員提案)

草津町議会は、次の意見書
を内閣総理大臣等に対して提
出しました。

子ども・子育て支援新制度
の導入に関する意見書

提出先

内閣総理大臣 財務大臣
厚生労働大臣 文部科学大臣
少子化対策担当大臣
衆議院議長 参議院議長

人事案件

任期満了に伴い、次の方の
任命・選任に同意しました。

○議案第4号

草津町固定資産評価審査委
員会委員の選任

- ・高原 稔さん(再任)

○推薦第1号

人権擁護委員候補者の推薦
・浅見 昭二さん(再任)

承認事項

町長の専決処分事項5件に
ついて、本会議初日に承認し
ました。

○承認第1号

草津町税条例の一部を改正
する条例

特定中山間保全整備事業及
び農地用総合整備事業が完了
したことに伴う規定整備によ
る、地方税法等の一部が改正
されたことに伴い、草津町税
条例の一部を改正しました。

○承認第2号

草津町都市計画税条例の一
部を改正する条例

地方税法に地域決定型地方
税制特例措置の規定を加える
ことによる、草津町都市計画
条例における項のずれを改正
しました。

○承認第3号

平成24年度草津町一般会計
補正予算(第7次)

歳入歳出予算の総額にそれ
ぞれ5千878万1千円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞ
れ40億3千696万5千円としま
した。

○承認第4号

平成24年度草津町国民健康
保険特別会計補正予算(第4次)

歳入歳出予算の総額からそ
れぞれ911万7千円を減額し、
歳入歳出予算の総額をそれぞ
れ10億7千338万8千円としま
した。

○承認第5号

平成24年度草津町後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第3次)

歳入歳出予算の総額からそ
れぞれ624万円を減額し、歳入
歳出予算の総額をそれぞれ8
千517万6千円としました。

報告事項

次の事項について報告を受
けました。

○報告第1号

草津町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例

国において審議中であった
地方税法が改正された場合に
草津町国民健康保険税条例の
一部改正を行う必要があり、
前議会においてその場合に対
応できるよう条例の一部改正
を行いました。今回国にお
いて地方税法が改正されたた
め、これを専決処分しました。

①保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯につ
いて、従前と同様の軽減措置
を受けることができるよう、
国保から後期高齢者医療へ移

行し、国保の加入者でなくな
った者を含めて軽減対象基準
額を算定している措置を恒久
措置(有効期限を設けない)
としました。

②世帯割に係る配慮

2人世帯で、1人が後期高
齢者医療へ移行し、もう1人
が国保に残った世帯について、
世帯割額を5年間半分にす
る措置について、軽減割合を4
分の1としてさらに3年間延
長としました。

○報告第2号

平成24年度草津よいとこ元
気基金の運用状況

基金積立て額
2千826万9千10円
処分額 1千286万8千円
内訳
源泉及び温泉文化の保護に
係る事業 886万8千円
少子高齢化対策に係る事業
200万円
障害者対策等、社会福祉に
係る事業 200万円

○報告第3号

温泉引用者名義書き換え

- ・新名義 山田 荘
- ・旧名義 三浦 房江
- 山田 荘
- 山田 マサエ

議 案 質 疑

羽部光男議員



Q 推薦第1号人権擁護委員は日常どのような活動を行っているのか。

A 総務課長
人権相談を毎月開催しているが利用者は少ない。人権擁護委員3名の内毎回2名の委員で相談を受けている。今後啓蒙についても力を入れていきたい。

羽部光男議員

Q 人権は大切な権利であるので、人権擁護委員の活動を目に見える形で啓蒙していったほしい。

黒岩 卓議員



Q 承認第3号歳入で固定資産税の減額2千523万3千円の理由は。

A 税務課長

当初大口の公売を予定していたが、不調に終わりそれが大きな原因である。また、現年課税分については、町長の政策で税額そのものを減額した。

黒岩 卓議員

Q 承認第4号保険給付費の出産育児一時金210万円の減額、減額ということはお産が少なかったということとを意味している。大きな問題を抱えている。出産に對してどういう政策をうっていくのか伺いたい。

また、特定検診事業費の委託料346万6千円の減額、これはどのような検診が省略されたのか、又は受診者が少なかったのか。



A 住民課長

出産育児一時金は当初の見込みより人数が減った。町の政策としては妊婦健診の補助を行っている。

特定検診につきましても当初の見込みよりも受診者が少なかった。草津町では現在25%の受診率である。

A 町長

予算付けをしたがその予算が使われないというのは、本来の目的を達していないという意味では広報等の問題もある。

いかに町民の健康を守るか、25年度予算においても福祉関係に力を入れていきたい。

黒岩 卓議員

Q 町単独では出来ないが、安心して出産できる町づくりの意味で、西吾妻福祉病院と協力しながら、町として政策的に取り組んでいたきたいがどうか。

A 町長

西吾妻福祉病院ですから、我々が求めた福祉のためのものをやっていただくことが最初の設立趣旨であり、今その方向性が変わってきている懸念もあるので、議会の力も借りながらよりよい病院の方向に行くことを望んでいる。

羽部光男議員

Q 議案第2号文書広報費の例規集データベース使用料の関係で、データベース化されたものをCDなどに落として使用したいが可能かどうか。

また、委員長報告の中で、災害対策費の寄付金で、東工大の平林先生という名前が出たが、平林先生は今

現職ではないと聞いているがどうなのか。

A 総務課長

例規集のCD化は可能であり、要望があれば対応できる。なお、現在例規集の公開について準備中である。災害対策費の平林先生の件は、現在先生は東工大の名誉教授である。

上坂国由議員



Q 議案第2号湯畑周辺整備工事の関係で、6月から駐車場が使えなくなると、今後のバイクなどの停めかたなどについてどう考えているのか。これからどう整備していくのか。

また、広場の計画の中で、朝市が出るといううわさを町民が先にしているが、その辺はどうなっているのか。

A 町長

広場整備はこれから入札で決まったら工事に入る。駐車場の問題は、お寺さんの駐車場と連携をしなければ出来ない。町から要請をして、立派な駐車場を整備しても

市川栄一議員



らった。ゴールデンウィーク中は人の流れ、車の流れがスムーズであった。その中、オートバイはボラードの間から入って沢山停めている。状況を見ながら、あまりにもひどいようなら、整理員も考えなくてはならない。朝市の問題は、広場整備のイメージとして、また意見として朝市的なものに使えるという話であり、決定してやるということではないが、できればとは思っている。議会の意見も聞きながら、お客様が喜ぶようなものであれば、ルールに基づいてやっていきたいとは思っている。

Q 議案第2号民生費、児童福祉総務費の委託料、子ども・子育て支援事業計画調査費の増額補正の理由とこの事業の内容はどういうものか。

また、火葬場費の東部火葬場利用補助金60万円、この内容について聞きたい。

議案質疑

A 住民課長

子ども・子育て支援事業計画調査費109万9千円の増額補正は、子ども・子育て支援事業策定業務ということで、25年度でアンケート調査及び結果のまとめをする。経費削減と西吾妻全体の状況をとらえるということから、婦恋・長野原と共同で実施するものである。これが60万円の増額。

もうひとつ49万9千円の増額は、中之条町に対する管外保育にかかる費用1名分である。

火葬場費の補助金は、西部火葬場が炉の改修と大規模な施設の改修中であり、11月15日まで使用できないため、利用者に対して中之条町の西部火葬場を使用していたため、利用者の負担増となることから、1件1万円の補助を行うものである。



東部火葬場

市川栄一議員
Q 東部火葬場利用補助

金1万円を配慮してもらいたい。土日に絡んだ場合、申請者に月曜日にこないかと精算していただけないか。町に在住の方ならいいが、町外の方の場合は土日で帰ってしまう場合もある。土日でも精算できる方法をとっていただけないか。

A 住民課長

土日の町外の方の利用については出来る限り、日直者が窓口で対応するようにしていきたい。先日も1件、窓口で支給した例がある。

A 町長

この事業は議会の方から、遠くなると車代がかなり請求されるのではないかと。いうことから、町からも葬儀屋さんの方をお願いして、1万円出してから今までと同じ金額でお願いしたい旨を請して、そういう対応をするという返事をもらっており、今までの車代と同額でやっていただけのものである。

水出文夫議員



Q 議案第2号湯畑湯治

広場プロジェクト事業と周辺の整備工事、御座之湯も完成し、今後着々と町の事業が進んでいく中、先日のサッカーワールドカップ出場を決めた本田選手の言葉のように、今後草津町も個の力をいかに高めるか、個々の商店、旅館、ペンション等々が自分たちの商売、お客様を迎えるおもてなしのレベルを更に向上させ、草津町を成長させていかなければいけない。町の計画に合わせ、民間をいかにリードしていく施策を町長として考えているか。

A 町長

私の持論は、最大の誘客対策は魅力ある街づくりをすることにあると、しかし、それだけではお客様はおいでにならない。サッカーに例えれば、それぞれの選手が努力をして、チームとして一丸となつて取り組むことが結果として点を取れる。そういう意味では草津町も行政、議会、業界の方々、様々な団体何かがやろうとする一つの方向を向いて、みんなで力を合わせてやろうという機運がある。これは他の市町村ではあまり例がない。

行政としてまず御座之湯

がオープンした。今月から湯治広場が着工する。そして来年には熱の湯を建て替える。また、街並み環境整備事業も進めており、住民の皆さんが中心になり、各エリアを活性化させようというところで積極的に取り組んでいただいている。

観光のインフラ整備は行政が行い、それを活用して自分の地域の活性化はそれぞれの地域で考えていってほしい。

水出文夫議員

Q 街並み環境整備事業は申し込みが多すぎて断っている事例もあると聞いている。この辺が街づくり、個が力を発揮するポイントになるので、予算規模や何年計画でやっていくのか聞きたい。

A 企画創造課長

街並み環境整備事業の修景助成事業ですが、民間への助成で、概ね道路に面した部分の外観を工事した場合、3分の1が国から、3分の1が町から、施主の負担が3分の1ということ、3分の2の助成が出る仕組みで上限が200万、平成23年から現在まで21件の申請がある。25年度は助成金1千万円の予算を計上してあるが、現

補助対象経費

※ 毎年度予算の範囲内、かつ、下表の額の範囲内において、町長の決定した額

補助対象経費	補助率	補助限度額
一般建築物(景観重要建築物等を除く)の改修等(外観のみ)	3分の2	200万円
景観重要建築物や角地の建築物など、景観の改善に大きく貢献すると町長が認めたものの改修等(外観のみ)	以内	400万円
建築設備、屋外広告物等の除去、隠ぺい、改善等		50万円
堀・溝・生け垣や、植栽等の外観の改善等		50万円
建築設計費(国の定める建築設計料率を乗じて得た額が限度)		100万円
その他、景観の改善に貢献すると特に町長が認めたもの		50万円

水出文夫議員

ぜひ増額していただき、街並みが整備されるよう要望する。

A 町長

私としても、国の方が増額できれば、議会の皆さんに相談して補正を組んでも、その機運の芽を摘みたくないと思っている。

時点で残額が140万円ほどで、ほとんど使い切っている。とてもいい機運になっている。今後は国の補助金が枠が取れるかどうか、県と常に連絡を取り合いながら、町も予算が取れれば増額してやっていければと思う。

議案質疑

櫻井伸一議員



議案第3号内容については異議ない。温泉使用条例第4条の規定で許可する部分、この4条で許可された旅館・マンション等々が今後、経済事情によって温泉条例にある第9条、原則的には温泉の移転は認めないが、特例としてある、ということになっていく。

草津町温泉使用条例の第1条に、「この条例は、本町が所有し、又は管理する温泉を保護し、その濫用を防止し、もってその利用の適正化を図るとともに、その源泉地域の観光資源の性格を保全することを目的とする。」ということで、温泉の許可の使用の目的がっている。

温泉使用条例の中にいくつかの非常に難しい問題になるが、今の時代に沿っていない、見直しをしていかなくてはいけない部分がある。

大きなものは第9条、原則的には温泉の権利は移転は出来ませんと、ただし、

特例として認める。とのっている。

この第2項の部分が大変難しい、この2項によって様々な問題、様々な今後考えていかななくてはならない事項が出てきていると認識している。

また附則第7項第1号2号では、第9条の第2項の特例の他の、特例のような条文がある。温泉の権利が一人歩きをして、少し抜け穴というか甘いところが見受けられると思う。

これに伴う大量の安い温泉が要因の一つとして、宿泊料金のダンピング現象が起きている。

本来草津町の価値、草津温泉に泊まったら、1泊2食6千800円じゃ泊まれませんよ。2万円じゃなきゃ泊まれませんよとか、こういった価値観が相当下がっている。

また、外資のホテルが再営業をする際に、温泉名義が容易にできることは疑問を感じる。

温泉条例をうまく外資の人たちがお金はある、頭もいい、すばしっこい、草津町のブランド力を高めるために一所懸命町一丸となつてやっている中、草津のブランド力を下げかねない危

険性がある。脅かす危険性がある。

そういった中、特に第9条、そして附則の見直しがそろそろ必要なのではないかと、非常に難しい問題だが考えている。

やはり外の強い力、そして外の大きなお金から草津の町民の経済を守っていくことが行政の役割であり、我々議会の役割であるというふうに私は考えている。

温泉の使用料金がこのままずっといって、温泉会計がもっているのか、出来得ることならば甲乙、町民と町外、これは簡単に言えば、甲乙をつけた温泉の使用料も考えていくべきだなと。温泉係数の見直し、こういったこともぜひ考えていただければありがたい。

事実関係と、難しい問題だが、一つの方針としてどのように考えているか。

A 温泉課長

県内大きなところでは、水上温泉、伊香保温泉も、大手資本というか、外部資本というか、そういった資本によるホテルの買収等が行われていて、担当者の話からすると、料金競争とか、ダンピングが行われているというふうな話は伺っている。

その意味では、草津においても大きく危惧する部分がある。

言われるとおり時代の変遷とともに、現代の草津の温泉の条例がややちよつと時代にそぐわない部分があるのかと思う。単純に見直すということではなく、



歴史ある草津の温泉条例だから、皆さんの意見を頂戴しながら見直す方向というのは必要かと思う。

現行の温泉会計は、温泉の給湯と温水の給湯の両者が主の財源になっていて、現行はここ数年黒字決算になっている。しかし、設備投資をするときには大金がかかる。今後の財政状況、過大な投資が必要になる可能性がある。

甲乙の差という部分は、いろいろ関係法令等もあるので、整合性も図りながら研究や皆さんの意見を踏まえて考えていきたい。

許可のときの係数については、草津の条例、かなり古い部分があるので、当時のものから今の現状を考えると、浴槽のサービスタという形で屋外に設置をする露天風呂とか、そういったものも増えていて、当然、屋内と屋外では大きな差があるので、係数を含め検討の余地はあるかと思う。

いずれにしても長い歴史の温泉条例で、非常に重要な部分があるので、慎重な議論等が必要と思っている。

A 町長

条例が今時代にそぐわなく、ある意味では、町民経済、地元町民経済まで脅かす、

議案質疑

いわば安く温泉権を手に入
れることによって、ダンピ
ング競争という一つの経済
のマイナスのものも引き出
しているということだと思
うが、私もそのような感じ
を受ける。そういうものを
解決するにはまず何が問題
かをみんなで洗い出し、そ
の上で法律上の整合性がと
れるかという手続をとらな
ければならない。

今後特に温泉委員会等で、
草津町の地元の経済という
捉え方だけできるのかどうか、
全体を見渡した中で経済を
どうするかという中で議論
をして、何が問題かを洗い
出して方向を定める。その
上の法律上の整合性をとっ
ていかなければならないと
いうふうに感じている。

温泉権は特定の者に対し
て特定の条件のもとに許可
をするということとは、これ
は当たり前だと思う、昔の
条例は余りにも強烈すぎる
ということ、いわば移転
分担金、あるいは継承分担
金ということで、それで緩
和をしたということ、以
前は町内者の五倍の分担金
も課せたといい時代があっ
たようだが、今は緩和した。
私の考えは、条例は行政
と議会が一致してやれば改
正できる。ただし、それは

法律上の上級法に反してま
ではできないということの
中で考えていかなければな
らない。それをどのように
変えたほうが草津町にとって、
また業を営む人にとってい
いのかどうかという、そう
いう議論から始めて、法律
の問題に入っていくという
ふうにしていくべきかなと
感じている。

私の手順としては、何が
問題で、それを改正するこ
とによってどういう弊害が
出るか、どういうメリット
が出るか、そういう議論を
とことんした上で、法律上
も整合性をとってやってい
かななくてはならないと思う。

桜井伸一議員

附則7項については、温
泉引用許可の特例というこ
とで、第9条も特例という
ことで、第9条で認められ
なかった場合、今度は法人
と個人のことで特例という
ことで認めている。もしあ
れだけの量の温泉がきちん
と正規の分担金をもらって
いたら、料金のダンピング
現象は起きなかったなとい
う考え方もできる。本当に
草津の経済を守っていくた
めには、権力のある方がや
ればいいんだということ
なく、我々議員も一人一人

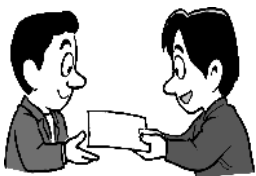
も本当に反省をして、今後
取り組んでいかななくては
いけないというふうに私自
身も反省している。

このままの条例でいって
しまうと、お金があって、
力があって、頭がいいとこ
ろが外部の資本の方々は草
津町というものを使って商
売して、利益を上げるだけ
上げて、もとに残るホテル
の廃墟だけ残してどこかへ
行ってしまおう、こういう危
険性もある。こういった
本当に難しい問題をそろそ
ろ町当局も温泉課が中心に
なり、町長の指導のもと条
例というものを見直してい
くべきだなと思う。

町民経済を守る、また草
津の旅館の土地、建物の価
値観を下げないようにする、
そういった面を抱えた中で、
一議員として研究をしてい
かななくてはいけないとい
うふうには思っている。

A町長

特例は特例でいいと思うが、
問題は運用の問題だと思
う。この運用に当たっては、条
例に基づいて運用しろとい
うのは議会の言うとおりだ
と思うし、引用問題につい
ては、再度再検討させてい
ただきたい。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました

件名	請願陳情等の要旨	請願・陳情等者等の氏名	付託委員会	審査結果
子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める請願書	国に対して「保育・教育制度の拡充とより豊かな子育て支援制度を求める意見書」を提出して下さい。	群馬県保育問題連絡会 会長 平石 美奈 紹介議員 羽部 光男	民教土木 常任委員会	採択
「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願	低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、国及び群馬労働局長に対して意見書を提出してください。	群馬県労働組合会議 議長 真砂 貞夫 紹介議員 羽部 光男	総務観光 常任委員会	継続審査
中央通り活性化に関する陳情書	草津の観光に寄与してきた中央通りが、賑わいを取り戻し、町が推進する「歩きたくなる街づくり」に貢献できるよう、中央通りが草津のイメージダウンにならぬよう、案内表示等の設置をお願いします。	田嶋 康治	総務観光 常任委員会	継続審査

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

付託された議案第1号、議案第2号について審査いたしました。

委員より

御座之湯の関係で、堀の高さやデザイン・材質などは、周辺住民とよく相談をして工事を進めるようにとの意見がありました。

【付託議案外】

当局から、浴場施設のスキー場等指定管理施設の営業報告がありました。

御座之湯は、入込数が予想を上回り、順調に推移しており、大滝乃湯や西の河原露天風呂とのバッチングもなく、それぞれが売上を伸ばしている旨の報告がありました。

平成24年度の指定管理施設の営業は、施設全体で入込数において前年度対比110.26%、売上においては、112.67%とそれぞれ増加となっており、良好な決算となったことの報告がなされました。

委員より

御座之湯などの「おもてなし」の面で、融通が利かないなどの意見が出され、当局からもしっかりと社員教育をするよう指導したいという回答がされました。

また、湯路広場の建設に伴い、広場の利用方法や、オートバイの駐車問題を含む交通対策などの問題についての意見があり、当局からは、議会とも協議をしながら、しっかり考えていきたいという回答がされました。

民教土木常任委員会

付託された議案第2号について審査いたしました。

委員発言

社会福祉協議会運営費補助金について、事業費の赤字決算がなされたことにより、補助金のあり方について赤字の状況の精査を含め、町当局と十分協議しながら社協独自の福祉事業が行えるように要望した。

● 請願について

請願 2 「子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める請願書」について採択とし意見書を提出することとした。

● 付託議案外

1、下水道使用料について

近い将来、下水道使用料の見直しが必要である旨の説明があり併せて、下水処理場内に仮置きしていた放射性物質を含んだ下水汚泥について、処理業者により6月4日から搬出作業を開始した旨報告がありました。

2、トンネル出口の交差点について

群馬県と協議を進めるなかで、現在光泉寺駐車場まで実施している歩道を、その先についても進める可能性が出てきたことから、草津町としても歩道設置の方向でお願いしていきたい。交差点の改良も群馬県と引き続き協議を進めていくとの事があります。

歩道ができるまでの間の交差点改良については、店舗前を駐車場として利用している状況が以前から指摘され、問題になっていることから、車を止めないよう何らかの対策を検討するよう要望いた

しました。

3、その他

草津町高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要項と高齢者虐待対応マニュアルが配布され、当町も要項に基づき運営するということでした。教育委員会より人権教育指導者養成講座の一環として、楽泉園自治会長藤田三四郎さんによる講演が行われるとのこと。

委員より

1、文京区の通学路脇の旧宿泊施設の現在の状況について説明を求めました。

町からは、管理している金融機関に撤去依頼の文書を出したところ、売却や撤去等検討しているが、とりあえず建物の外観をふさぐ処置をしたとのことでした。

敷地には、まだ子どもの入れるところがあることから、さらなる対策をお願いいたしました。

2、あおぞら保育園の人数が増えている中、先生の人数が足りているか確認したところ、園長含め14名でやっており調査して本当に足りなければ対応したいとのことでした。

3、町の公用車の扱いが変わり、少年団等で借りられなくなると懸念され町側の対応を確認したところ、公務でないので、事故などの責任は運転者になり町として保証はできないが貸し出すことはできるとのこと。町としても使用規則を含め貸せる方向で検討するとのことでした。

温泉温水対策特別委員会

付託された議案第3号について審査いたしました。

本議案は、「有限会社富士美館 代表取締役 吉田潔氏」から、「富士美館」に対する旅館営業として、湯畑源泉 毎分22リットルの温泉引用許可申請であり、温泉使用条例第4条に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、原案のとおり承

認しました。

● 付託議案外

○ふっ素及びほう素の暫定排水基準の設定について

○温泉課、土木課、教育委員会が所管する熱交換機の将来計画について



追跡

基準値以上の放射性物質が含まれている汚泥の処理及び補償の見通しは

平成23年12月定例会
羽部光男議員

答弁

国からの方針が示されていないため、下水処理場敷地内に保管している。現在まで処理に費やした約890万円を第1回として東電に請求した。

その後

放射能汚染された汚泥の処理
その後は

平成24年6月定例会
上坂国由議員

答弁

保管は続けており苦慮しているが、今後安全かつ適切な処理を検討したい。第1回の補償金約880万円が東電から入金となった。その後の処理費用も請求する。

その後

平成25年7月中旬に処分業者による焼却処分が終了した

その後

平成25年度中に処分業者により焼却処分をする予定

忙中感記



議員が順番に、日頃感じていたことなど、自由に書く欄を「忙中感記」として連載します。
8回目は上坂国由議員です。

上坂国由議員

時のたつのは早く、議員としてお仕事をさせていただき、早くも3年がたちました。

議員として町の発展を望み、町民の生活と心の豊かさを向上していくためには、どんなことが必要で、どうしたら未来の町民の方に喜ばれる街づくりができるのか。そう考えながら、私の議員としての目標である、町民と行政の架け橋へと行動させていたっています。

これまでに、町民の方々よりいただいた声を行政サービスに反映させるため、町民の皆様との対話などにより、行政の皆様との協力にいたしながら、少しずつではありますが、街を改善していくよう努めてまいりました。私も一町民として、感じる事、それを皆さんの意見と照らし合わせながら、

行政にお願いをしさらに善くなるようにとこれからも勤めていきたいと思っています。忙中感記を書かせていただく中、私が常に感じ、思うことを書かせていただきました。たいとおもいます。

議員、それは責任と共に、意見を行政にとけられる。

という大変重責のある職。また町長をはじめ、行政の方々と意見交換をできるという立場をあたえていただ

ける。職務の上で、かかせなく重要であり、町民の方々の陳情など生きた声を常にとどけさせていただける位置だとも感じております。

若輩者の私ですが、意見を聞き、それが今後の町の発展、経済の発展につながるのか、また今できるのかなどを、行政の方々よりご指導いただきながら、協議、実行させていただいております。

草津町には観光を主産業とし、商工など多くの方々、町経済の発展のために、ご努力をされ今の町が築かれており、また地域の性質上、多くの方が、色々な場所から観光や就業目的で集まられております。その住民の方々が日々感じ、色々

な意見や希望をお伝えいただき、それを元に協議し、街づくりや将来の町に繁栄されるように、活動しています。

そんな日々の中で感じたことは、町に住む皆さんが、色々町のために考え、想いを抱いてくださるということ。そしてさらに行政の方々、迅速かつ無駄のないように、考え住民サービスやインフラ整備を行っていただいているということ。色々な事案、色々な出来事に対し、皆さんが、話し合いを重ね、協議をして、町のためにと皆さんが取り組んでいただいている。そんな、いい町に私は住まわせていただいていると、肌で感じ感謝しています。多くの人が生活を営む上で、必ず意見のぶつかることと、賛否が分かれることがありますが、話し合いを重ねていくと、信じ思っているように、小さな町ではあります。が、まだまだ、協議もなしに進められていくと、誹謗中傷もあり、町も来人も、今を生きていく町、皆さんの作る町、皆さんの意見は必ず届けて町の未来のために、皆さんの意見を実現するのにも住民の皆さんのお力だということ。そのお手伝いを議員がするのだということを。

一般質問

※一般質問は質問者の責任で編集されています

Q 町づくりについて

上坂国由議員

草津町の今後、西の河原公園整備なども踏まえた町内全体を見据えた再開発に進もうとしている中で、実際どのような事業計画をお考えなのか。草津町の将来構想や、前口地区などの外周地域を含めた町づくりの考えがあるのか伺いたい。

A 町長

私の公約の柱は、観光と福祉を両立する町づくりである。

観光については早い時期に30万人を達成させるという決意のもと、さまざまな施策に取り組んできた。

湯畑の再整備、町並み環境整備は国の補助金をいただき、同時進行を進めてきた。

第二弾の湯治広場は、近々着工する。

御座之湯は税金の投入はない。約4億円のうち、1億円を国から補助金、残り3億円を15年から20年の返済計画で、その元利償還は町がするが、プラス町の事務経費は観光公社のほうから、家賃としていただく。

決してお荷物にならない、必ず将来利益を出せると期

待っている。

また、来年工事に入る熱の湯も同じ考え方で、投資額に見合うものは観光協会のほうから家賃としていただくという考え方でいる。

湯畑と同時に、今年は、西の河原公園も整備に着手していく。以前からあった不動の滝というものを再現していきたい。

同時に、あずまやや、遊歩道の整備等々も今年度に進めていきたい。来年度は西の河原露天風呂の大改修に入る。かなり老朽化しているの、お客様が快適に露天風呂に入れるような取り組みを進めていきたい。

天狗山第1駐車場のトイレは、景観にマッチしたものの整備を25年度で仕上げたい。

さらにスキー場の再整備にも着手してまいりたい。

25年度は天狗山から御成山に続く初心者のコース整備を必ず仕上げてまいりたい。

そして天狗のTパラリフトの架けかえをどうするか。クワッドリフトをどうするか。年次計画で入れてまいりたい。

観光公社は今は財政内容も非常に好転し、利益を出せる一人前の会社に変化してきた。そういう改善を踏

まえた上で、7年、8年後にはゴンドラの大改修をやりたいと思っている。事故を起こせば大変である。今から剰余金を積み立てていきながら、改修もしてまいりたいと思っている。

外周の整備という意味では、南本町のグラウンドの整備を約1億3千万を投じて、人工芝にかえた。もう1面人工芝をという要望があるが、今直ちにできない。長いスパンで見ながら、新たに1面ぐらい設置をしてまいりたいと思っている。

前口地区は、住宅街という捉え方もできる。非常に昔ながらの里山風の素晴らしい景観が残っている。

あえて観光の目玉とする構造物を逆につくるべきところではなくて、素晴らしい里山的な原風景を売り物にする地域になると思う。

私の基本的な町づくりの計画、考えは、木を見て森を見ずという理論はない、常に森全体を見て、その中で1本の木をどういうふうに変定するかという捉え方を

行政というのは目先だけで右往左往するものじゃないと思う。やはりある程度のスパン、先を見て、そういうシミュレーションをたいて、物事を進めてまいりたい。

Q 町民の皆さんが誤解をされていることが大変多くある。音楽の森コンサートホールなどの、借金をいまだに払っているという状態がやつと終わりにかけている。

経済雑誌にも貧乏になる町ワースト百の中の6位に入ってしまった。こういう雑誌を読んでいる方々はうのみにしてしまう状況。今健全化に向かっている。借金もしていない、今回の事業計画は、心配されている声

Q 町長

これからの計画も、時の為政者が代わったときに、それはもう前の町長がやったことというような言い方になったら困るので、町長の気持ちが続いていくような状態をつくっていくためにも、後継者づくりも力を入れてもらいたい。

A 町長

ベルツの湯は投資額が9億6千万で、最終的な売り上げは約5千万、これは赤字だからやめた理由ではなく、第1、第2保育園の耐震問題で急遽対応策をといたことで、保育園にかえた。

コンサートホールは23億。前原ハイツは9億7千万。これは全部基本的には税金で返しているという実態だ。いかに金をかけずに、そし

て後世に負担を残さないようにという財政の基本で私は今まで取り組んできたつもりだし、今後も取り組んでいくつもりだ。

私は常に物事を捉えるとき財政を基本に据えており、常に財政のシミュレーションの中で物事を考えているつもりである。

全国に例がないと思うが、固定資産税を1億3千万も減免した。町民経済を向上させるという意味で、思い切った措置をとった。

Q 雑誌週間ダイヤモンドより、貧乏になる自治体ランキング、二〇四〇年には貧乏になるというのに対しては

A 町長

貧乏の自治体ワースト6、要するに全国の町村1万人未満では貧乏の上のほうにいる、これの基準になつて

いるのが二〇一〇年度の基準だ。この仕組みが非常に恣意的理論で、よく意味がわからない。

行政の本来の仕組みというのは財政健全化法という5つの指標を全てやっている。財政は改善化の方向に向かっていると、自信を持っている。ぜひ誤解のないようによろしくお願ひしたい。

一般質問

※一般質問は質問者の責任で編集されています

Q 地蔵の湯共同浴場について



新井祥子議員

- 新しく建て替えられて数年経ちました地蔵の湯共同浴場ですが、町民の方から「入りづらい」という意見を耳にしました。どのようなところが入りづらいのか、地蔵区の方や他の町民の方や、観光客の方などから話を伺いました。
- 主な意見として
- ① 仕切りがなく、入った人のかけるお湯が脱衣所の板やマットにかかり、下がびしょびしょ濡れてしまう。
 - ② 下が濡れているので、靴下や浴衣まで濡れてしまう。
 - ③ 狭いのでお客様同士がすれちがえず、一旦、脱衣所の板の下、浴室部分の床に降りなくてはならない。
 - ④ 目の前で人が服を脱いでいるので目のやり場に困る。
 - ⑤ 湯気で洋服や携帯がしけってしまわないか心配。
 - ⑥ 脱衣所の床も、洗いま

- の床も、冬は凍ってしまい滑って危ない。
- ⑦ 他の共同浴場には、浴槽に中にも必ず一段、段差があるが、地蔵の浴槽は段差がないため、高齢者の方が入りづらそう。
 - ⑧ 靴置場の板と床が近い
- ため、靴置場の板の下が腐ってしまう。
- という意見がありました。地蔵の湯の共同浴場は、お湯がいいと評判であり、仕切りがない事も盗難が減ったということで、良い効果があります。そこで皆さんからの要望を含めた改善案を提案させて頂きます。
- ① 透明のガラスでも強化プラスチックでも良いので仕切りを作ってもら。
 - ② 全部仕切りなくても、一部で良いので仕切ってもら。
 - ③ すのこを少し足してもらう。(仕切りを作る事で、すのこも濡れなくなる)。
 - ④ 浴槽の端に、介護用の階段など、浴槽に入るうえで補助になるものをつける。
 - ⑤ 凍結のことを考えてすべり止めをつける。
 - ⑥ 床と靴置場の板との間

をもう少しあげる

地蔵の湯は観光客の方も多く使われ、町が管理している施設でもあります。限られた予算ではありますが、町民の方が気持ちよく利用できる共同浴場は、お客様にとっても気持ちよく使えるものであると思います。

是非、実情を把握し、改善して頂きたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

A 町長

現在の地蔵の湯の建設については、平成16年から検討を進め平成18年3月30日に完成したものであります。

当時の課題としては、入浴中に脱衣場の様子が見えないことから、置き引きや窃盗防止など防犯上の対策を重点に検討がなされており、草津温泉での共同浴場としては初めての試みでありましたが、脱衣場と浴室の仕切りを取り除いた現状の設計が採用されたということがあります。

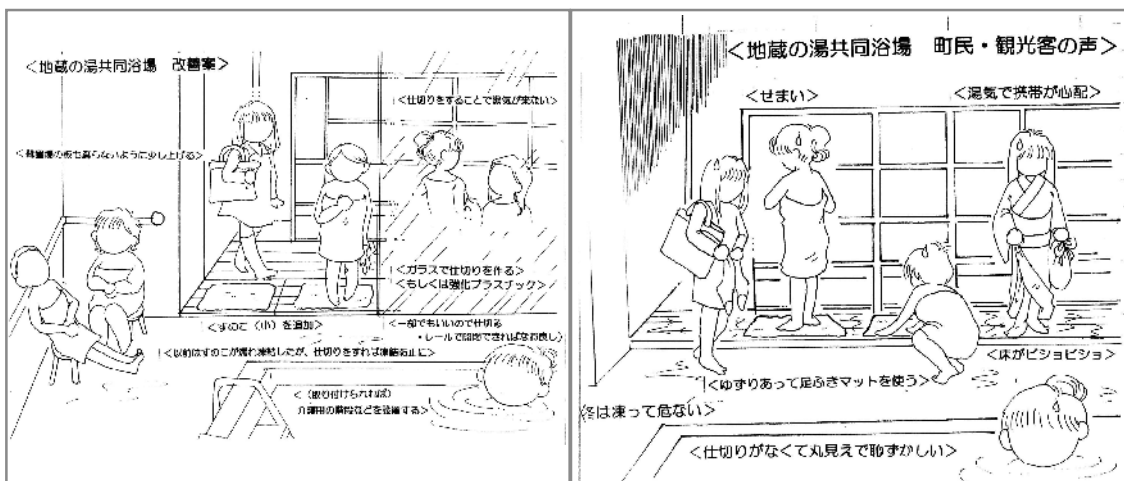
これにより、置き引きや盗難防止など防犯上では非常に効果を上げていたことは事実であります。草津温泉の他の共同浴場ではこのような構造の例がないため、新井議員が指摘のご意見もあろうかと思われま

新井議員からも改善策の、イラストによって提案をい

いただきましたので、絶対に受け入れないという意味ではございません。検討します。

町としていろんな手続きを踏んできておりますので、改築することもやぶさかで

はないというふうに思っておりますので、今後関係者の意見も聞いた上で改善すべきか、否かを含め、ご提案いただいた案も含めて検討します。



改善案

現状

一般質問

※一般質問は質問者の責任で編集されています

Q 第10回ハンセン病

市民学会開催を前に

羽部光男議員

2014(平成26)年5月に草津町で開催される第10回ハンセン病市民学会は、これまでの足跡を振り返ってみて、10回目という節目にふさわしい内容が求められると思う。正式なテーマは、市民学会組織委員会等で決められるが、昨年、このテーマで取り上げられた「いのち」が大きなポイントになるものと思われる。さらに、人権無視と差別、抑圧の象徴である重監房の再現施設が建設をなされることになっており、関係者はもとより地域社会の皆様の関心が大いに高まるものと期待している。

こうした内容にふさわしい受け入れ態勢を構成するべく、私たち「群馬・ハンセン病訴訟を支援し、ともに生きる会」では、準備体制の構築に取り組み始めた。その柱として、第3回市民学会の経験をもとに、町当局や草津町民の皆さんをはじめ、多くの方々にご協力をお願いする。去る5月11日から12日に

開催された第9回市民学会in熊本には、こうした事情をご理解いただき、町の担当職員を派遣していただいた。いずれ「ともに生きる会」の機関誌等で明らかにしていく。

参加者の感想で、中学生、高校生をはじめ若い人たちの参加が目立ったこと、それも自らの意思で参加している様子を異口同音に語っていた。このほかいろいろ参考にするべき事例があり、こうしたことを生かすための準備を進めたい。

5月31日に開催された「栗生楽泉園とまちの明日を創る会幹事会」においても、栗生楽泉園自治会から同趣旨の要望がされた。その際、黒岩町長からできることは何でも協力するという力強いご回答があった。町長の基本姿勢である「観光と福祉を両立させる町づくり」の一環として、第10回ハンセン病市民学会の開催は大きな意義を発揮するものと思う。黒岩町長のお考えをお聞かせいただきたい。さらに、この準備活動の一環でもあるボランティアガイド養成のための現地見

学会を6月15日に行う。新聞折り込みで町民の皆様にはお知らせする。

A 町長

質問のハンセン病市民学会は、平成19年5月に第3回交流集会在草津町で開催をされ、全国の療養所関係者、市民団体、研究者、草津町民等々が参加をされ、前夜祭として映画「新・あいつ壁」が上映をされ、多数の方々に鑑賞いただいた。また、市民学会には約1千名以上の方が出席をしていただき、成功裏に終了することもできた。

本年5月、熊本で開催された交流集会でも、多数の方々が参加をされ、盛大に行われたというふうな報告を受けている。要望に基づき、草津町の職員を派遣した。

この市民学会は関係団体の方々によるさまざまな分野での支援と協力によるものであるということの推察をいたしているが、過日行われました「栗生楽泉園とまちの明日を創る会」で、藤田栗生楽泉園自治会長から協力依頼があったので、質問のとおり、私としてはできる限りのことは何でもするという気持ちは今も変わらないし、協力もしてまいりたい。やはり長い間ハンセン病という中で差別さ

れた時期もあったろうし、つらい思いもあったろうから、そういう意味でも、所在町村としてできる限りの応援をしてまいりたいと思っている。

今後、実行委員会などで具体的な事業計画の策定がなされることと思われるので、草津町として町有施設の使用等について、前回同様の協力をさせていただきたいと思っている。私はこれまでも療養所及び楽泉園自治会とともに将来構想づくりを進めてきた。今後も今まで以上に、私が提唱する観光と福祉を両立する町づくりの一環として、この楽泉園の将来に向けて町としてどのようにかかわりができるのか、考えて行きたい。

この間も重監房の運営委員会の話があったけれども、本来行政の姿としてルールに合っているというならばそれでやりたいと思うけれども、基本的なルールを定めた上の中で、町としても最大限できることは何でも協力はしてまいりたいと思いうし、ことしも11市町で構成される「全国ハンセン病療養所連絡協議会」が岡山県で開催されるが、私と議長とともに行って、どこの自治体の首長も議長も悩んでいる問題について、情報交換やら何かヒントが見つけれればという、そういう取り組みも続けてまいりたいと思っているので、ご協力をお約束をさせていただき、答弁とする。



栗生楽泉園

シンゲン市姉妹都市締結50周年～ 締結20周年～ 記念式典行事参加へ



ケッシング市長の御挨拶を掲載します。編集の都合により一部抜粋しています。



ケッシング市長

副町長、草津からのお客様、そして友人の皆様。

この姉妹都市締結50周年記念式典に、姉妹都市の中で最も長い関係の草津町から、私達の町ピーティヒハイム・ピッシンゲン市へお越しくださり、お迎え出来たことを大変嬉しく思います。この50周年式典にこれほど多くの方が出席されたという事は、ピーティヒハイム・ピッシンゲン市と草津町が海を挟んでいるにも関わらず、強固な橋を架けることに成功した証であると感じています。

一見した所では、この二つの町に共通する所はあまり見られません。一方はヨーロッパの真ん中に位置する、産業の発達した人口密度の高い地域にあり、他方は日本の中央山岳地帯、白根山の麓の素晴らしい自然の中にあります。一方は産業が発達しており、他方は硫黄泉質の温泉で有名な観光の町です。お互いの姉妹都市を訪れる人達は、全く別の世界を体験します。しかしこの50年における交流の中で、多くの共通点を見つけてきています。

まず遠い国の草津町から1960年代に姉妹都市になりたいとの要望が有り、我々の町の人達に全く知らない世界への好奇心、関心を起こさせて下さいました。恐らく、今になって申し上げても良いかと思いますが、この遠く離れた国の、そしてまだ何も知らない町と友好関係を築くという事はお互いに一つの挑戦だったと思います。全てを話し合い、お互いを理解し、姉妹都市締結証書に署名がなされるまでは、ある一定の時間が必要でした。

特にこの地域の住民にとっては50年前の出来事は大変思いがけない出来事でした。と言うのは、今では大変尊敬されて名誉市民でもあるベルツ博士ですが、当時はこの地域の住民には全く知られていませんでした。しかし遠い日本からいらした草津町の使節団、また日本国際医学協会の医師の方々が、彼の偉大さを教えて下さいました。そして姉妹都市締結の賛同を当時のカール・マイ市長から得る事に成功し、遠く離れた国の全く異なる文化を持つ人々の間に新たに橋が掛けられたのです。



市長御夫婦と

姉妹都市の友好は平和政策そのものです。政治的意図以外にも、姉妹都市関係と言うのは人間同士のレベルで行われ、この人と人との交流が結局は大事なのです。姉妹都市の友好はお互いに知り合う事に努力し、そのプロジェクトに時間、お金、そして力を注ぎ、国境を越え、海を越えた相互理解を信じる市民が促進するからこそ、意義があり成功するのです。そのために私達は随分前に非常に有意義な決定をしました。この交流に青少年を参加させようという事です。このようにして草津町の中学生とピーティッヒハイム・ピッシンゲン市の生徒の交流を行う事が決められ、毎年、双方の生徒がホストファミリーと一週間共にする機会が与えられました。生徒達はその土地の学校へ行き、家庭生活を肌で体験し、遠い日本の人達、又はドイツの人達が何に心を動かされるかを学びます。そしてこの友好関係で新しい友を得、新しい経験を積みます。私達が体験した草津町での生活は本当に別世界でした。例えば食事や草津の温泉にも少しずつ気を付けながら慣れてゆかなければいけませんでした。しかし、そこで出会ったのは色々な事に関心の有るオープンな人達。そして私達を私達のままで理解しようとして下さる人達でした。正式な使節団員はもちろんですが、私達の町の特に若い青少年は草津の人々の心温まるおもてなし、そして草津の人々が示す生活の知恵に大変感激しています。草津の方の親切さ、ほがらかさに私たちはいつも魅了されました。

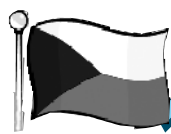
世界がどんどん小さくなり、外国、又は外国人に関する情報をすぐに得られることは事実です。しかし結果的には他の国の人達、及びその文化を少ししか理解できていないと言うことも事実です。そして私達が知っていると思っている事にも実は制限があるのだということも。やはり他国の人達がどのような生活をしているのか、その国がどのような状態なのかを知る為には自分で経験しないと駄目でしょう。

あなた方は異なる文化、伝統、宗教を持ち、そして異なった歴史を持つ人々の間に橋を掛けて下さいました。そしてお互いを引き裂く物乗り越えて、共通の物を発見しました。理解、考慮、信頼はこの様にして生まれたのです。これ等は平和な共存、お互いの平和な世界の将来に必要な不可欠なものです。その場合姉妹都市関係は大変良い機会を与えてくれます。姉妹都市を訪問した誰もがその出会いのなかで素晴らしい、新しい事を学び、友人を得るだけではなく、それらの経験をグローバルな相互理解につなげる事が出来るでしょう。



記念品の交換

この50年間に新しい機会を作り、新しい出会いを作った皆様、この道を共に歩んでくださった草津町とピーティッヒハイム・ピッシンゲン市の全ての皆様に心から御礼申し上げたいと思います。ここへこの姉妹都市関係を永久に続け発展させていく我々の意思を新たに、今後も続く友情の証を大変嬉しく思うと共に、私達と同じ様にこの姉妹都市関係を守って下さる草津町の方々に心から御礼を申し上げます。



～ドイツ ビーティヒハイム・ビツ ～チェコ カルロビ・ヴァリ市姉妹都市

草津町とドイツ ビーティヒハイム・ビツingen市が1962年に姉妹都市締結を結び50周年を迎えました。またチェコ共和国 カルロビ・ヴァリ市とも1992年に姉妹都市締結を結び20周年を迎えました。このことを記念し町民22名、議会議員5名、並びに町側から副町長、関係職員3名を含む総勢31名を両姉妹都市へ訪問団として派遣いたしました。



クルサク副市長

チェコ共和国カルロビ・ヴァリ市に2日間の滞在を予定していましたが、飛行機の関係により、カルロビ・ヴァリ市での滞在は半日程となりました。短い滞在時間でしたが、クルサク副市長を始め職員2名の方に迎えていただき、訪問団一同記念式典に参加して参りました。記念式典では草津町から大盃等の記念品の贈呈と、副町長、議長から挨拶を述べさせていただきました。クルサク副市長からは銘物の記念品と、姉妹都市締結20周年に際してお言葉をいただきました。

カルロビ・ヴァリ市は山間の小さな町にありながら温泉の効能が秀でており、古くから世界的に有名なヨーロッパを代表する温泉保養地です。テプラー川の両脇には、多彩なデザインの色鮮やかな町並みが続き、その景色はとても美しく、ベートーヴェンやモーツァルトら著名人も多く訪れるほか、世界中から多くの観光客が足を運ぶ魅力溢れる町です。「草津温泉の効能は、カルロビ・ヴァリの温泉と同じである。」とベルツ博士が草津町を世界へ紹介してくださり、このことを契機に草津町はカルロビ・ヴァリ市と姉妹都市締結を結びました。当時のカルロビ・ヴァリ市はソ連崩壊の影響を受け美しい町並みの中にも質素な出立ちが所々目につく様子でした。しかし現在では歴史ある町並みはそのままに、町全体が一新したように見受けられました。カルロビ・ヴァリ市の益々の繁栄を願うとともに、この度20周年を迎えられたことを改めて嬉しく思う次第です。

ドイツビーティヒハイム・ビツingen市に2日間滞在し、ケッシング市長を始め、職員、多数の関係者の方々に対応していただきました。

初日には、ビーティヒハイム・ビツingen市の関係者と共にベルツ博士、妻、花さんのお墓参りをさせていただきました。墓前においてベルツ博士の功績を讃えますとともに、心から哀悼の意を表してまいりました。またベルツ博士に関する博物館を訪問し、ベルツ博士の歴史を改めて学び見識を深めるとともに、その功績を再確認しました。遠く離れた両都市がベルツ博士を通し繋がり、今日へ至ることを改めて感謝いたしました。



ベルツ博士と花さんの墓



踊りの披露

記念式典は、両都市から総勢110名が参加し行われました。ビーティヒハイム・ビツingen市からは中学校ホームステイに参加される子ども達の催し物や、四重奏による両国国歌等の演奏で歓迎していただき、草津町からも草津節や踊りを披露させていただきました。調印式では、草津町から大盃等の記念品を贈呈し、副町長、議長から挨拶を述べさせていただきました。そしてケッシング市長から御挨拶と絵画を記念品としていただきました。

海外の都市との接点を持ち交流のスタートラインへついた50年前、どちらか一方が外を向いては交流を長く続けることはできなかったでしょう。お互いが努力し同じ目線で相手を思い、そうしてこのように姉妹都市締結50周年を迎えられる運びとなりました。また草津町とビーティヒハイム・ビツingen市の交流はその名目だけでなく、教育にも深く貢献しています。両都市にとってお互いが最も歴史ある姉妹都市の友人であるとともに、先人たちから続く深い絆が今日も両都市に繋がれていることを肌身で感じる2日間の交流でした。

外国の都市と姉妹都市関係を50年続けている市町村は県内でも数少なく、先人達が築きあげたこの絆がより強いものになるよう、またこの関係が後世へ永く続くよう、努力する所存です。



ホームステイ参加者による演奏



今回のご紹介

町民ひろば では
皆さんの趣味や活動の紹介など
を募集しています
お問い合わせは
草津町議会事務局88-7191まで

～草津町手をつなぐ育成会～

草津町手をつなぐ育成会は、知的障がい者と支援する人々のために教育の推進と福祉の向上をめざし、障がいをもつ人々とそうでない人々がともに住みやすい社会を作るための活動を行っています。



バーベキュー



施設の見学

みんなで勉強会をしたり、また施設や職場などを視察研修したりしています。またバス旅行やお食事会など交流の場を持っています。育成会の中心メンバーは、障がい者の保護者です。保護者にとっても情報交換し交流することはとても大きな励みと励みになります。また保護者以外にも関心をもって会員になってくださる方も増えてきました。

草津町の町長、議会、特に民教土木常任委員会の皆様には、近年わたしたちへの関わりを持ってくださっています。

行事の参加など交流を持たせていただき大きな励ましをいただいております。

障がいをもつお子様の保護者の方、また関心をお持ちの方、是非ともご入会いただけますようよろしくお願いいたします。

連絡先：草津町社会福祉協議会（育成会事務局担当） 電話88-1050

編集後記

「梅雨明け即真夏」という気候の激変に面食らっているうちに、草津町議会広報「ハーモニー」第125号をお届けすることになりました。

そのさなかに、参議院選挙です。政治に携わる者として、選挙は特に関心を持たざるを得ないことですが、国政選挙という、何か疎遠な出来事のように思われがちです。

特に若い人たちにそのような傾向がみられることに、危機感を訴える向きもあります。

その対策として、今回の選挙からSNS（ソーシャルネットワークシステム）を使つての選挙運動が解禁されました。今後は町政に関する選挙も、その手法を取ることが出来るようになるわけです。といつてもある程度の年齢以上の人たちに限っては、何のことも理解に苦勞が伴います。

さらに大手マスコミは、この選挙の焦点が「ねじれの解消か、存続か」にあるように描いているように見えます。こうした論調がはびこれば、政治の要点である「国民、庶民の暮らしはどうなるのか」といったことが隠されてしまふおそれを感じます。

マスコミが政治の監視役から、世論の誘導役になってしまうことは、将来に不安を残すことになりはしないか、この「ハーモニー」の役割にも、自戒を含めて考えるこの頃です。

広報委員会

委員長 羽部光男
委員 山田英器
上坂国由